

国民経済計算次回基準改定に関する研究会

第3回 議事要旨

1. 日時：平成25年6月28日（金）15:00～17:00

2. 場所：合同庁舎4号館1214会議室

3. 出席：

（構成員）

中村法政大学教授（座長）、岩本東京大学教授、野村慶應義塾大学准教授、
深尾一橋大学教授、藤井東京大学教授、宮川学習院大学教授

（オブザーバー）

肥後日本銀行調査統計局参事役 他

（事務局）

道上経済社会総合研究所総括政策研究官、丸山国民経済計算部長、
二村国民経済計算部企画調査課長、茂呂国民経済計算部国民支出課長、
今井国民経済計算部国民生産課長、木滝国民経済計算部企画調査課課長補佐、
多田国民経済計算部企画調査課課長補佐 他

4. 概要：

- 内閣府から、資料1～6に基づき、「所有権移転費用の扱いの精緻化（D08）」、「公的法人企業の例外的支払は持分の引出しとして記録（F04）」、「公的準法人企業への例外的支払は資本移転として記録（F05）」、「税の発生主義による記録（F06）」、「官民パートナーシップで創設した固定資産の所有権に関する扱いの明確化（F08）」、「供給・使用表の導入について」について説明した後、意見交換を行った。概要は後述の通り。

（所有権移転費用の扱いの精緻化）

- これまで、1993SNAで所有権移転費用の概念が導入された下でも、JSNAでは所有権移転費用には対応していないという位置づけだったと考える。1968SNA時代から購入者価格として固定資本形成に輸送・商業費が既に含まれていたということをもって、所有権移転費用の資本化については一部対応済とする整理はややニュアンスが異なると考える。
- 所有権移転に関する取得税等については、産業連関表では、生産・輸入品に課される税として計上されており、購入者価格ベースの固定資本形成には既に含まれていると考えられるのではないか。

→事務局より、産業連関表の枠組みでは、縦方向の投入・付加価値面では、生産・輸入品に課される税は全て付加価値の一要素として含まれ、各財・サービスの産出額は、こうした「コスト」を反映したものとなっている一方、横方向の産出・需要先から見た場合、これらの税分は各財・サービスの産出額に内包される形となっており、固定資本形成という所有権移転のタイミングで税が記録されるという扱いにはなっておらず、またそのような処理は難しい旨説明。

- 今回の事務局案は、不動産仲介手数料として住宅分のみを資本化し、非住宅分については対象外とあるが、仲介手数料の合計は判明しているのだから、これを使って何らかの推計によって対応することを検討できないか。
→事務局より、産業連関表では非住宅分の仲介手数料についてはデータを得ることができないが、他の可能性については検討する旨回答。
- 終末費用は、原子力発電所等において重要であるが、これが現行でも固定資本形成に含まれているというロジックが分かりにくい。また、固定資本減耗はどうなっているのか。企業会計では、資産除去債務という形で対応しているところ、できれば処分に関する概念を明確化し、一次統計での対応と 2008SNA での対応と分けて整理することが重要。
→事務局より、現行 JSNA においては、建設サービス（土木）の活動の中に、こうした解体分も含まれているため、資産の解体を行った時点で（他の建設活動と一体的に）総固定資本形成として記録されること、固定資本減耗については解体分を含む土木全体として固定資本減耗が固定資本形成後、徐々に記録されていく扱いとなっている旨説明。
- 原子力発電所の終末費用については、資本形成時に計上し、耐用年数をかけて徐々に償却する扱いとするという理解でよいか。
→事務局より、2008SNA マニュアルが想定しているのはそのような扱いである旨回答。
- 発電所の解体費用について、仮に基礎統計上、資本形成時（取得時）に含まれている一方、実際の解体時にも建設活動に内包されているのであれば、建設（財貨・サービス別）の産出額から発電所の解体に要した部分を明示的に取り除くことを検討することが重要。

（政府・公的企業間の例外的支払）

- 政府と公的企業間の例外的な支払の扱い、特に公的準法人から政府への支払については、1993SNA 時代から「持分の引出し」として記録すべきでもあったことから、平成 17 年基準改定で取り組んでもよかった課題である。

（税の発生主義による記録）

- 第 1 回研究会で議論になった住民税の記録時点の問題に関しては、①居住していることによって課税義務が生じているという理由から、税金を納税時点で記録しても発生ベースと捉えることができるという意見と、②住民税は「所得に課される税」であり、「所得に課される税」について柔軟な記録時点を許容する 2008SNA の弾力条項を適用することにより現金ベースでの記録に問題はないとする意見と両論あったが、住民税収を納税時点で記録することとしてよいという点では意見の一致を見た。

（官民パートナーシップで創設した固定資産の所有権に関する扱いの明確化）

- PPP (PFI) 事業における政府の建設サービス料支払は割賦払いになるというイメージか。
→事務局より、我が国の PFI 事業は BTO／サービス購入型が多く、このサービス購入料支払について、地方政府分に加え中央政府分を政府の固定資本形成として記録することを

- 考えており、これは定期的に割賦払いのように支払われる性質のものであることを説明。
- PPP 事業で創設された固定資産の帰属を政府にするか民間にするかの判断基準については、事業を担う企業の格付けに従うということもあるのではないか。
→固定資産を政府か民間のどちらに記録するかの判断については、2008SNA では事業の性質を踏まえて判断するものであることを説明。
 - PPP (PFI) により創設される固定資産の記録については、決算情報からは PFI に係る金額がとれず、今回は予算情報を用いて試算したとのことであるが、決算所管当局に働きかけること等は考えられないか。
→事務局より、関係省への働きかけについては検討したい旨回答。
 - 国際公会計基準においては、「支配基準」が確立し、国民経済計算側でもこれを踏まえた検討がなされると見込まれることから、我が国として「支配基準」により PPP 資産の記録方法を検討することも選択肢の一つ。

(供給・使用表)

- 2016 年以降は、年次推計(確報)において工業統計表が活用できなくなる可能性があり、生産動態統計等による代替推計では精度面で不安がある。供給・使用表(SUT)を導入し、支出・生産・所得の三面推計の考え方を活用することにより、全体的なバランス・調整を図り、精度を確保していくことが重要。
- 統計上の不突合については機械的にゼロにするという考え方もあるが、年次推計で一旦ゼロにしたものを基準改定の度に10年程度の時点数について再びバランスしなくてはいけないというのは現実的ではないことから、SUT の活用方法としては、統計上の不突合の縮減と精度向上ということにとどめておくことが妥当。また、当面は名目値・年次値でのバランスを図ることが重要。
- 資料のタイトルの「供給・使用表の導入」はミスリーディングであり、「統計上不突合の縮減のための供給・使用表フレームの利用」という趣旨が適当ではないか。その上で、バランスのための SUT の使用という場合に何が改善するのか、ということを理解するためにはより詳細な資料が必要。具体的には、基準年推計と年次推計を明確に分離して議論すべきである。また、我が国の産業連関表基本表は X 表であるということを JSNA としてどう理解するか、つまりプロダクトとアクティビティの関係を明らかにする必要。
- ①米国においては、SUT を使ってないのか。②SUT による年次のバランスに延長産業連関表を活用するのか。③バランスにどの程度の作業期間がかかるのか。
⇒事務局より、①米国では SUT のフレームワークは採用していないこと、②年次のバランスに延長産業連関表を活用する予定はないこと、③作業期間についてはバランス対象の品目数や産業数など様々な条件に依存するので一概には言えないことを回答。
- 国際収支統計を用いた支出系列の輸出入と、貿易統計・国際収支統計を活用した生産側 GDP 推計上の輸出入に乖離があるということであるが、概念調整を行った上でもまだ乖離があるということか。

⇒事務局より、関税・輸入商品税を調整した上でも、両者の輸出入は一致しておらず、例えば所有権移転ベースで記録する国際収支統計と、通関ベースで記録する貿易統計の違いといった概念上の差が残されていること、こうした要因について今後統計の所管省等と相談しつつ検証していく旨を説明。

- 支出系列の輸出入と生産側 GDP 推計上の輸出入について概念調整しても乖離が残り、これまで、基準年においてもこれを調整していなかったということであれば、この調整を行うことにより統計上の不突合の縮減が期待できる。

(次回以降の予定)

- 事務局より、資料6に基づき、次回以降の当面の予定について説明。第4回会合は、7月19日(金)15:00~17:00に開催し、加工用財(G03)、仲介貿易(G04)、資本サービスの計測(D07)等について扱う旨説明。

(以上)